

様式第3

特定施設の種類ごとの数変更届出書

令和 ○年 ○月 ○日

(あて先) 厚木市長

届出者 神奈川県厚木市△△1-1
△△株式会社
代表取締役 △△ △△
046 - △△△ - △△△△

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

騒音規制法第8条第1項の規定により、特定施設の種類ごとの数の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	△△株式会社△△工場			※整理番号				
工場又は事業場の所在地	厚木市△△2-2			※受理年月日	年 月 日			
				※施設番号				
				※審査結果				
				※備考				
特定施設の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前(時・分)	変更後(時・分)	変更前(時・分)	変更後(時・分)
1 せん断機	ATG-X	15Kw	0	1		8:00		18:00
2 空気圧縮機	ATG-Y	15Kw	1	3	8:00	8:00	18:00	18:00

- 備考 1 特定施設の種類ごとの数に変更がある場合であっても、法第8条第1項ただし書きの規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。
- 2 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格A4 とすること。

騒音規制法においては、特定施設の種類ごとの数が前回に届け出た数の2倍以内までの変更は届出義務がありません。そのため、本届出書を提出するときには特定施設の種類ごとの数が前回に届け出た数と変更後とでわかるように記入してください。

この例では、「1 せん断機」については2台を超える数まで、「2 空気圧縮機」については6台を超える数までは、次回の数変更届出書を提出する必要はありません。

騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載してください。また、同じ種類の特定施設が複数ある場合は1台ずつ区別できるように記入してください。なお、施設の型式と事業所内での管理番号も記入してください。

※新たに設置する施設について記入してください。既設の施設については記入不要です。

記入例

騒音の処理方法概要書

(単位 デシベル)

① 発生源である施設等		1へ せん断機 ATG - X No1	2 空気圧縮機 ATG - Y No2	2 空気圧縮機 ATG - Y No3	
①A 発生源での騒音レベル		1 m 75 d B	1 m 75 d B	1 m 75 d B	発生源の騒音が最も大きくなる位置を推定し、規制基準が適用される地点として添付した図面に記載した番号又は記号を記入してください。 この例では、ATG-Y No3は敷地境界までの距離は地点Cが最も近いが、倉庫が遮蔽物としてあるため、地点Dで騒音値が最大となると推定されます。
騒音対策による減衰値	①B 音源対策による減衰	d B	d B	d B	
	音源対策の内容				
	①C 距離減衰	5 m 13.9 d B	5 m 13.9 d B	7 m 16.9 d B	
	①D 建屋による減衰	ALC(75mm) 20 d B	ALC(75mm) 20 d B	ALC(75mm) 20 d B	
	①E 防音対策による減衰	d B	d B	d B	
	防音対策の内容				
①F 減衰値合計 ①B+①C+①D+①E		33.9 d B	33.9 d B	36.9 d B	d B
② 規制基準が適用される敷地境界線上の地点の番号又は記号		A	B	D	
③ 敷地境界線上の騒音レベル予測値 ①A-①F		41 d B	41 d B	38 d B	最終的な予測値は四捨五入し、整数化した値を記入してください。
施設の使用時間		8時00分～ 18時00分	8時00分～ 18時00分	8時00分～ 18時00分	
当該事業所に適用される規制基準		【午前8時から 午後6時まで】 65 d B (準工業地域)	【午前6時から午前8 時まで及び午後6時 から午後11時まで】 60 d B (準工業地域)	【午後11時から 午前6時まで】 50 d B (準工業地域)	
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 発生源での騒音レベルの根拠を明らかにする書類 <input checked="" type="checkbox"/> 施設等の位置及びその位置から敷地境界線までの距離並びに規制基準が適用される敷地境界線上の地点の番号又は記号を示した図面 <input checked="" type="checkbox"/> 音源対策、建屋又は防音対策による減衰の根拠を明らかにする書類				

カタログ等に記載された騒音測定値、及び発生源の施設からその数値を測定した地点までの距離、又は騒音を実測した時の騒音測定値、及び発生源の施設からその数値を測定した地点までの距離を記入してください。

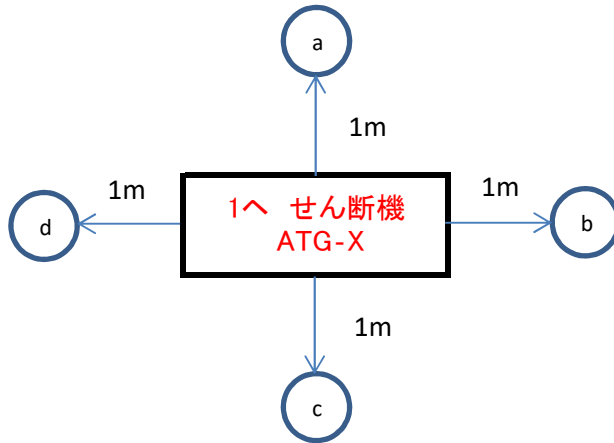
- 備考
- 1 発生源である施設等の欄には、同じ型式の施設を複数台設置する場合は、施設の数だけ記入してください。
 - 2 音源対策の内容の欄には、防音カバー、消音器の設置等の騒音を減衰させる方法を具体的に記入してください。
 - 3 距離減衰の欄には、発生源の騒音レベルを測定した地点から規制基準が適用される

地点までの距離により減衰した数値を記入してください。

- 4 防音対策の内容の欄には、防音壁、吸音板の設置等の騒音の伝搬を減ずるために講じた方法を具体的に記入してください。
- 5 規制基準が適用される敷地境界線上の地点の番号又は記号の欄には、発生源の騒音が最も大きくなる位置を推定し、規制基準が適用される地点として添付した図面に記載した番号又は記号を記入してください。
- 6 添付書類の欄には、添付した書類については口内に☑印を記入してください。

騒音値測定結果

- 1 測定日時 令和〇年〇月〇日 〇時〇分
- 2 測定者 〇〇部〇〇課 〇〇 〇〇
- 3 使用機器 〇〇製 普通騒音計 〇〇
- 4 測定条件 周波数補正回路:A特性、動特性:FAST
対象機械の稼働状況:日常業務内の最大負荷
マイクロホンの設置高さ:1m20cm~1m30cm



5 測定結果

各調査地点における騒音の最大値

	最大値(dB)
a点	75
b点	60
c点	60
d点	65

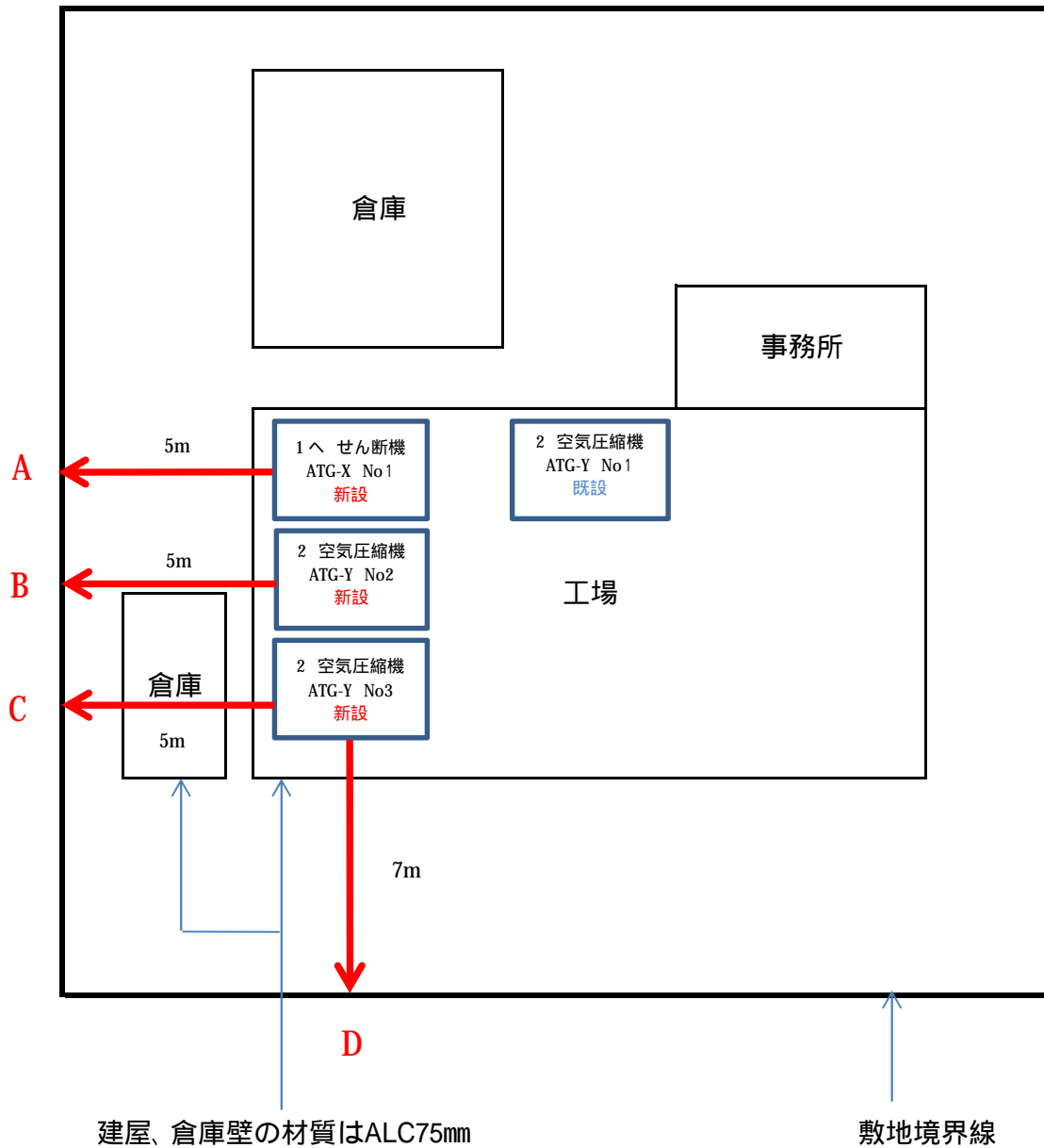
よって、a点での値が最大値であり、この機械から発生される騒音値を **75** dBと評価する。

(資料作成例)

敷地内における建物の配置状況図・騒音規制法の特設施設を設置する建物の平面図

(特設施設の配置、騒音値が最大となる敷地境界までの距離を記入)

株式会社 工場



・騒音値が最大となることが予測される敷地境界線上の地点を審査の対象とします。
基本的には特設施設から敷地境界まで最も近い地点で騒音値は最大になると予測されるため、その地点までの距離と方向を図面に記してください。
また、図面で特設施設から敷地境界までの最も近い地点が明らかであっても、その間に遮蔽物等がある場合は、特設施設から敷地境界までの最も近い地点と、遮蔽物を考慮して騒音値が最大となることが予測される地点のそれぞれについて距離と方向を図面に記してください。

・建屋等の材質と厚さを図面に記して、その根拠となる資料(設計図面等)をご用意ください。